

八戸市農業委員会2月総会議事録

日時：令和7年2月12日（水）午後2時30分

場所：八戸市庁別館2階 会議室C

出席委員

農業委員 19名中 16名

1番 坂本 俊之 欠	2番 澤向 敏一 出	3番 内沢 豊 出	4番 外館 政博 出
5番 明戸 政勝 出	6番 坂下 国男 出	7番 馬場 豊 出	8番 松橋 剛志 出
9番 森 光男 出	10番 中村 正記 欠	11番 阿達 福壽 出	12番 三浦 豊 出
13番 田名部 浩 出	14番 谷地 秀典 出	15番 木村 武美 出	16番 寺沢 和則 出
17番 加藤 浩幸 欠	18番 籠田 悅子 出	19番 赤坂 英夫 出	

農地利用最適化推進委員 22名中 19名

1番 木村 弁一 出	2番 鈴木 朋弥 欠	3番 河原木 一実 欠	4番 在家 寛人 出
5番 上村 隆雄 出	6番 上野 輝彦 出	7番 赤坂 力雄 出	8番 永田 章彦 出
9番 三浦 勝浩 出	10番 山田 貴光 出	11番 斎藤 正人 出	12番 下館 敏 出
13番 梅津 孝敏 出	14番 橘 由正 出	15番 磯嶋 榮助 欠	16番 岩崎 聖山 出
17番 谷川 幸雄 出	18番 西 国彦 出	19番 松石 香織 出	20番 上明戸 桂 出
21番 村上 正人 出	22番 森 庄次郎 出		

職務のため出席した職員

事務局長 松橋 光宜、事務局次長（農地GL）中里 紀文、農政GL 渡部 和文、
主査 風張 陶子、主事 工藤 悠万、技師 柴田 あかね、主事 宮本 朋佳

会長	皆様、御案内の時間となりましたので、ただいまから総会を開会いたします。
会長	はじめに、本日の総会に関して、事務局から報告をお願いいたします。
松橋事務局長	<p>事務局の松橋から御報告いたします。</p> <p>本日は、坂本農業委員、中村農業委員、加藤農業委員、鈴木推進委員、河原木推進委員、磯嶋推進委員から都合により欠席される旨の連絡をいただきておりますので、御報告いたします。</p>
松橋事務局長	<p>次に、本日の議案のうち、議案第5号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可、及び議案第7号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可につきましては、三浦 勝浩推進委員が当事者に、また、議案第6号、令和6年度第 11号八戸市農用地利用集積計画の決定につきまして、山田推進委員が当事者となっている事案がございます。</p> <p>三浦勝浩推進委員及び山田推進委員におかれましては、当該議案の審議の際、事務局の案内によりまして、御退室、御入室いただきますようお願い申し上げます。</p>
松橋事務局長	<p>それでは、議事に先立ち、「八戸市農業委員会憲章」の唱和を行いますので、次第の裏面を御覧ください。</p> <p>唱和は全員御起立の上、赤坂 英夫委員の御発声に続いてお願ひいたします。</p>
	<p>【憲章唱和】</p>
松橋事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、会長、よろしくお願ひいたします。</p>
会長	本日は御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。冷たい風の

日が続いてましたが、来週には耕作祈願、春を呼ぶ八戸えんぶりが始まります。寒さはもう少しだなと思っております。また、最近の報道等では、米が高いと言われておりますが、昭和 60 年前後のお米の値段になったということですので、それから約 30 年値段が下がり続けてきたということですけれども、米が高いではなく、今まで農家の採算を害して、安価な米を消費者は買っていた。米農家の時給を考えると、10 円となっているそうです。農家はそれでも働いて、農地を守り続けてきたことを、政府にもわかってもらいたいなということを深く考えております。今こそ、現実と現状に目を向けた政策がとれるように訴えていきたいと思います。

それでは、本日の議事につきましても、慎重に御審議いただきますようお願いします。

ただいまから議事に入ります。

出席委員は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

本日の議事につきましては、お手元にお配りしております次第により進めます。

なお、議案の説明及び質問などは、御起立の上、お願ひいたします。

日程第 1

日程第 1、議事録署名者の指名を行います。

会長

お諮りいたします。議事録署名者の指名につきましては、本職から指名したいと存じますが、御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

それでは本職から指名いたします。

議事録署名者に、4 番 外館 政博 委員、5 番 明戸 政勝 委員両氏を指名いたします。

日程第2

会長

次に、日程第2、議案第5号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可についてを議題といたします。

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

永田委員

永田から報告いたします。去る1月30日、阿達農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号1番を調査してまいりました。資料の1ページをお開き願います。

渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条1番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は規模拡大、渡人は労力不足のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は65歳以上ですが、息子が後継者としてしております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、受人は令和6年9月に田を規模拡大のため取得しています。通作距離は約10km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地あります。農業経験は10年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人で兼業者です。農機具保有状況は、草刈機5台、トラクター、コンバイン、スプレイヤー、田植機、軽トラック各1台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

斎藤委員

斎藤から報告いたします。去る1月30日、明戸農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号2番を調査してまいりました。賃貸人の住所、氏名、年齢、及び賃借人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条2番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、知人です。態様別は、賃貸借です。申請理由は、賃借人は新規就農、賃貸人は賃借人の要望のため

です。申請地の貸付けはありません。申請地における賃借人の作付計画は、ミニトマトです。賃借人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約 10 km、耕作道あり、賃借人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 7 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 1 人で農業専従者です。農機具保有状況は、灌水用エンジンポンプ 3 台、農業用散布機、草刈機各 2 台、トラクター、軽トラック各 1 台を義理の父親から借用することです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

在家委員

在家から報告いたします。去る 1 月 30 日、明戸農業委員と市庁別館 7 階会議室 Aにおいて、番号 3 番を調査してまいりました。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3 条 3 番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、特にありません。態様別は、売買です。申請理由は、受人は渡人の要望のため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、水稻です。受人は 65 歳以上ですが、息子が後継者としております。申請者の過去 3 年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約 2 km、耕作道あり、受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化なし、休耕地・山林地なしです。農業経験は 40 年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男 2 人、女 2 人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラック 5 台、トラクター 4 台、田植機 2 台、コンバイン 1 台を所有しております。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

永田委員

再び永田から報告いたします。去る1月30日、阿達農業委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号4番を調査してまいりました。資料の2ページをお開き願います。渡人の住所、氏名、年齢、及び受人の住所、氏名、年齢、世帯、耕作状況、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

3条4番

調査には、両者ともに本人が出席しました。両者の関係は、兄弟です。態様別は、贈与です。申請理由は、受人は耕作の利便を図るため、渡人は離農のためです。申請地の貸付けはありません。申請地における受人の作付計画は、ねぎです。受人は65歳以上ですが、娘が後継者としております。申請者の過去3年間における農地の取得・売却事例は、ありません。通作距離は約5m、耕作道はありませんが、申請地に隣接する受人と渡人の共有地を通じて耕作するとのことです。受人の耕作地なし、農地集団化あり、宅地化あり、休耕地・山林地なしです。農業経験は20年で、地域農業への影響はありません。年金、税猶予等はありません。世帯員は男1人、女1人で、全て農業専従者です。農機具保有状況は、トラクター、耕運機各1台を親戚から借用することです。

調査の結果、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本事案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第3

会長

次に、日程第3、議案第6号、令和6年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から、議案第6号、令和6年度第11号八戸市農用地利用集積計画の決定についてを御説明いたします。資料の3ページを御覧願います。

今回の利用権設定件数は、賃貸借3件、使用貸借14件の計17件となっており、借り手及び貸し手の人数につきましては、借り手9名、貸し手14名で、利用権設定面積は、合計77,192m²でございます。借り手及び貸し手の住所、氏名、並びに利用権を設定する土地の表示、借り手の耕作状況及び農機具保有状況は資料に記載のとおりでございます。

利用集積1番～3番

番号1番から番号3番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、番号1番は、水稻を作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、10a当たり年間白米10kg、番号2番と番号3番は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。

利用集積4番

番号4番、利用権の種類及び内容は、トマト、キュウリを作付けするために、10年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額80,000円でございます。

番号5番から資料5ページの番号17番までは、農地中間管理機構の業務を請け負っている公益社団法人あおもり農業支援センターが、農地中間管理事業として集積計画一括方式により、農用地等の利用権の設定を受け、同時に利用権を設定するものでございます。

利用集積5番

番号5番、利用権の種類及び内容は、きくいもを作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。

利用集積6番、7番	番号6番と資料4ページの番号7番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、10年間使用貸借するものでございます。
利用集積8番	番号8番、利用権の種類及び内容は、長ねぎを作付けするために、5年間賃貸借するもので、賃借料につきましては、年間総額20,000円でございます。
利用集積9番、10番	番号9番と番号10番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、4年1か月間使用貸借するものでございます。 なお、番号9番は、県営七崎用水路地区で行われる、農業水利施設保全合理化事業に関する貸借となります。
利用集積11番	この事業は、老朽施設の機能診断・補修や水路のパイプライン化等の保全・合理化整備等を行う事業で、農地中間管理事業との連携により農地集積計画が策定されていることが要件となっているため、自作地につきましては、借り手と貸し手が同一となっております。
利用集積12番 ～15番	番号11番、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、7年1か間使用貸借するものでございます。
利用集積16番、 17番	番号12番から資料5ページの番号15番までは、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、番号12番は1年間、資料5ページの番号13番から番号15番までは、5年間使用貸借するものでございます。
会長	番号16番と番号17番は、同一の借り手による利用権の設定となるもので、利用権の種類及び内容は、水稻を作付けするために、2年10か月間使用貸借するものでございます。 公告年月日は、令和7年2月18日を予定しております。 以上、説明を終わります。
	ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第4

次に、日程第4、議案第7号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

明戸委員

明戸から報告します。去る1月30日、阿達委員と市庁別館7階会議室Aにおいて、番号1番を調査してまいりました。資料の7ページをお開き願います。転用事業者の住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりです。

5条1番

調査には、本人が出席しました。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和7年3月10日から令和7年6月30日まで。資金調達計画は、自己資金と借入資金です。他法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、申請地の住宅建築部分を盛土します。排水については浸透枠を設置し、公共枠を接続して処理します。立地条件は、八戸市立明治中学校から北西側約500mに位置し、畠、宅地に囲まれ、市道に接続しています。農地区分は第2種農地ですが、許可相当と判断した理由は、代替性の検討がなされており、長期間休耕していたことで地力が低下し、近傍の標準的な農地と比較して生産性が低いためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。事業

計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第5

次に、日程第5、議案第8号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可についてを議題といたします。

会長

それでは、調査を担当されました委員から、説明をお願いいたします。

阿達委員

阿達から報告します。去る1月30日、明戸委員と市庁別館7F会議室Aにおいて、番号1番を調査してまいりました。資料の9ページをお開き願います。

受人及び渡人それぞれの住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は、資料に記載のとおりです。

5条1番

調査には、受人は本人が、渡人は代理人が出席しました。両者の関係は、親子です。態様別は、贈与です。転用目的は、住宅1棟建築です。実施計画は、令和7年3月1日から令和7年6月30日まで。資金調達計画は、借入資金です。他

法令との関連は、農用地区域外、開発許可は必要ですが事前相談済み、埋蔵文化財区域外、土地改良区からの意見は不要です。被害防除措置として、駐車場及び通路とする部分は碎石敷きします。排水については合併浄化槽と浸透枠を設置し、処理します。立地条件は、青森県立八戸高等学校から南東側約800mに位置し、畠、宅地に囲まれ、渡人所有の私道を通じて市道に接続しています。農地区分は第1種農地ですが、許可相当と判断した理由は、周辺地域において居住する者の日常生活上必要な施設で、集落に接続されるものとして不許可の例外に当たるためです。権利調整措置、並びに年金、税猶予等は、全てなしとなっております。

事業計画の内容は、転用許可の基準に照らし、許可相当と認められますので、許可して差し支えないものと考えます。

以上で、報告を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第6

次に、日程第6、議案第9号、地域計画における目標地図素案の提出についてを議題といたします。

会長

柴田技師

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

それでは、事務局柴田より説明いたします。本案は農業経営基盤強化促進法第20条第2項の規定に基づき、資料のとおり作成した目標地図素案を八戸市へ提出することの承認を求めるものです。この目標地図素案については、各農業委員会の総会で審議、議決されるものと県から指導を受けておりますので、今回議案として提出したものです。

それでは、別冊の議案第9号関係資料を御覧ください。

1ページですが、八戸市内を11地区に分けて目標地図の素案を作成しております。

資料2ページから31ページまで、素案を縮小した地図と、素案に掲載されている担い手の色についての凡例の一覧となっております。目標地図素案に関しましては、11月末現在のものを基にしています。令和2年2月と、令和6年2月に実施した農地所有者への意向調査の結果を落とし込んだ当時の現況地図に対して、今年度8月から10月および12月から1月に開催された地域農業の将来の在り方検討会で得られた地域の担い手の意向を反映させたものとなっております。地図上の赤の網掛け部分は市街化区域です。枠囲いや色がついている所は全部農地で、地目は田畠、樹園地、採草放牧地です。色が塗られている所は、担い手の方の名義で所有もしくは貸借がされている農地を個人ごとに色分けしたものになります。赤の外枠の農地は、将来現状維持、青の外枠の農地は、将来拡大と意向調査で回答のあった農地です。黒の外枠の農地は、将来縮小の意向か未回答であった農地で、今は将来の耕作者が決まっていないため、今後検討としています。この目標地図素案は八戸市へ提出し、市ではこの素案を基に地域計画の策定を進めることとなります。目標地図は毎年必要に応じ更新するものになります。貸し借りや売買で耕作者が変わる農地は日々発生しますので、地図に位置付ける方や色が塗られる場所も多少変わるかと思いますが、隨時八戸市と農業委員会で連携して、来年度以降の地図に反映していきます。

以上で、説明を終わります。

会長

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第7

次に、日程第7、議案第10号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認についてを議題といたします。

会長

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

柴田技師

引き続き、事務局 柴田より説明いたします。

まず、相続税の納税猶予に係る特例農地とは、農地を相続した場合、税務署で所定の手続きをとりますと、相続税の納税が猶予されることになっており、そのような納税猶予の対象となっている農地のことをいいます。そして、特例の適用を受けた農業相続人が、相続税の申告期限から農業を20年間継続した場合に、猶予されていた相続税の納税が免除されます。

ただし、税制改正により、平成21年12月15日以降に相続し、特例農地の適用を受けた市街化区域外の農地については、20年営農継続による免除は廃止され、終身農地利用が必要となりました。また、平成21年12月14日以前に特例農地の適用を受けた者が農地中間管理事業等による特定貸付を行った場合も改正法が適用され、市街化区域外の全ての農地が終身農地利用になります。

今回は、平成17年に特例を受けてから20年目を迎える農地について、一筆ごとに利用状況を確認し、利用状況確認書を提出するよう、八戸税務署長から求められたものです。

なお、対象者には、事前に調査する旨を通知し、現地確認及び航空写真による調査を行いました。

それでは、別冊の議案第10号関係資料を御覧ください。

1ページですが、今回の確認対象者は1名となっております。

2ページが、利用状況確認書になります。対象者の氏名を資料右上に、特例農地等の所在地番、地目等、面積、利用状況については、資料左側の一連番号ごとに、記載しております。なお、整理簿番号は税務署の管理する番号となります。また、地目等及び面積欄の、申告時は税務署が管理しているもの、現在は農地台帳上の数字を記載しております。利用状況欄は、現地確認及び航空写真による調査結果を税務署からの記載要領に基づき記載しております。作付けしているか、もしくはすぐに作付けできる状況であれば、利用状況の区分は1番の、自ら所有し、自ら農地等として使用しているに分類し、保全管理中や草地などであれば2番の、自ら農地等として使用していないに分類しております。右端の税務署整理欄には、現地確認をしたものは、有と記載しております。

それでは、1番の方の利用状況を説明いたしますので、2ページを御覧ください。一連番号1番は耕起、2番は野菜を作付け、3番から5番は保全管理されておりました。ただいま御説明しましたとおり、八戸税務署長へ確認書を提出するものであります。

なお、農業委員会が行う確認は、あくまで特例農地の利用状況を確認するもので、相続税納税の免除が適当か否かを判断するものではないことを申し添えます。

以上で、説明を終わります。

ただいまの説明に対し、御質疑等ございませんか。

(なしの声あり)

会長

会長

御質疑等なしと認めます。

委員の皆様にお伺いいたします。本案を承認することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御異議なしと認めます。

よって本案は承認することに決しました。

日程第8

次に、日程第8、報告第6号、農地法第3条の3の規定による相続等届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

風張主査

事務局の風張から御報告いたします。この案件は、相続等届出の1月分でございます。資料の11ページをお開き願います。

権利取得者及び前権利者の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

相続等1番～5番

今回の届出は、資料11ページの番号1番から資料12ページの番号5番までの計5件となっており、権利取得事由はいずれも相続で、取得した権利の種類は、いずれも所有権でございます。

なお、農業委員会によるあっせんの希望は、資料11ページの番号3番は有り、その他は無しとなっております。

いずれも届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第9

会長

次に、日程第9、報告第7号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の撤回については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転用届出の撤回の1月分でございます。資料の13ページを御覧願います。

申請人それぞれの住所、氏名、及び土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

5条届出撤回1番

番号1番、転用目的は住宅1棟建築で、令和6年11月29日付けで受理通知書を交付しておりますが、撤回理由は、譲受人の変更のためです。

5条届出撤回2番

番号2番、転用目的は宅地分譲で、令和6年10月31日付けで受理通知書を交付しておりますが、撤回理由は、銀行融資がつかなくなったためです。

申請内容、書類とともに適正であり、申請人に対し受理した旨を通知しております。

以上、報告を終わります。

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

日程第10

会長

次に、日程第10、報告第8号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、事務局長の専決事項として処理しておりますので、事務局から報告をお願いいたします。

工藤主事

事務局の工藤から御報告いたします。この案件は、市街化区域内の5条農地転

	用届出の1月分でございます。資料の15ページをお開き願います。
	譲受人及び譲渡人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。
5条1番	番号1番、転用目的は敷地拡張でございます。
5条2番、3	番号2番、番号3番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページをお開き願います。
5条4番	番号4番、転用目的は住宅1棟建築でございます。
5条5番	番号5番、転用目的は駐車場でございます。
5条6番	番号6番、転用目的は住宅1棟建築でございます。 次ページを御覧願います。
5条7番	番号7番、転用目的は敷地拡張でございます。 届出内容、書類ともに適正であり、受理通知書を交付しております。 以上、報告を終わります。
会長	ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。
	(なしの声あり)
会長	御質疑なしと認めます。
日程第11	次に、日程第11、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。
会長	それでは、事務局から報告をお願いいたします。
風張主査	事務局の風張から御報告いたします。この案件は、18条合意解約の1月分でございます。資料の19ページをお開き願います。
	賃貸人及び賃借人の住所、氏名、並びに土地の所在、地目、面積は資料に記載のとおりでございます。

18条1番

番号1番は、農業経営基盤強化促進法に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

18条2番～4番

番号2番から資料20ページの番号4番までは、農地法第3条に係る賃貸借の合意解約で、補償等は無しとなっております。

受理通知年月日は、令和7年2月18日を予定しております。

以上、報告を終わります

会長

ただいまの報告に対し、御質疑ございませんか。

(なしの声あり)

会長

御質疑なしと認めます。

以上をもちまして、議事は全て終了いたしました。

(協議案件、その他)

松橋事務局長

以上をもちまして、総会を閉会いたします。

皆様、御協力ありがとうございました。

(閉会 午後3時10分)